

平成19年9月7日

1. 出席議員

1 番	松 田	義 太	9 番	水 頭	喜 弘
2 番	松 尾	勝 利	10 番	橋 川	宏 彰
3 番	松 本	末 治	11 番	中 西	裕 司
4 番	光 武	学	12 番	谷 口	良 隆
5 番	馬 場	勉	13 番	小 池	幸 照
6 番	森 田	和 章	14 番	松 尾	征 子
7 番	徳 村	博 紀	15 番	中 村	雄一郎
8 番	福 井	正	16 番	橋 爪	敏

2. 欠席議員

な し

3. 本会議に出席した事務局職員

事 務 局 長	森 田	利 明
局 長 補 佐	澤 野	政 信
管 理 係 長	江 口	隆 史

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	桑	原	允	彦
副	市長	出	村	素	明
総	務部長	唐	島		稔
市	民部長	北	村	建	治
産	業部長	山	本	克	樹
建	設環境部長	坂	本	博	昭
会	計管理者兼会計課長	北	村	和	博
企	画課長	竹	下		勇
総	務課長	北	御門	敏	則
財	政課長	打	上	俊	雄
市民課長兼選挙管理委員会事務局長		中	村	和	典
税	務課長	武	藤	竹	美
福	祉事務所長	迎		和	泉
保	険健康課長	岩	田	輝	寛
農	林水産課長	平	石	和	弘
都	市建設課長	田	中	敏	男
環	境下水道課長	亀	井	初	男
ま	ちなみ活性課長	松	浦		勉
水	道課長	藤	家	敏	昭
教	育委員長	藤	家	恒	善
教	育長	小	野原	利	幸
教	育次長兼庶務課長	藤	田	洋	一郎
生	涯学習課長兼中央公民館長	中	川		宏
農	業委員会事務局長	山	田	次	郎
監	査委員	植	松	治	彦

平成19年9月7日（金）議事日程

開 会・開 議（午前10時）

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 会期の決定  
日程第3 議案の一括上程（市長の提案理由説明）

午前9時59分 開会

議長（橋爪 敏君）

おはようございます。開会に先立ちまして申し上げます。

議会には、先例等申し合わせ事項で議会における服装についての規定がありますが、今期定例会においても、本日より議場での上着の着用については個人の裁量に任せたいと思います。

午前10時 開議

議長（橋爪 敏君）

ただいまから平成19年鹿島市議会9月定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程は、お手元の日程表どおりといたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（橋爪 敏君）

まず、日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、7番徳村博紀君、8番福井正君、9番水頭喜弘君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議長（橋爪 敏君）

次に、日程第2．会期の決定を議題といたします。

今期定例会の会期は、お手元の会期日程（案）のとおり、本日から28日までの22日間といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（橋爪 敏君）

御異議ないものと認めます。よって、会期は22日間と決定いたしました。

この際、事務局長をして諸般の報告をいたさせます。森田事務局長。

議会事務局長（森田利明君）

諸般の報告をいたします。

まず、本日招集の9月定例会に市長から報告1件、議案10件の提出がありました。報告事項、議案番号及び議案名は、お手元に配付しております議案書の目次に記載のとおりであります。

なお、議案等の一部につきまして、お手元に配付いたしております正誤表のとおり訂正したい旨、市長から議長あてに申し入れがありましたので、そのように訂正して下さるようお願いいたします。

次に、監査委員から平成18年度にかかわる平成19年5月分、平成19年度5月分、6月分の出納検査結果に関する報告がありました。その写しをお手元に配付いたしておりますので、御了承をお願いいたします。

次に、去る6月定例会において採択になりました意見書第2号「教育予算の拡充」を求める意見書、意見書第3号「年金加入記録の徹底解明を求める意見書」は、6月29日付で各関係機関あてに送付いたしましたので、御了承をお願いいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

### 日程第3 議案の一括上程（市長の提案理由説明）

議長（橋爪 敏君）

次に、日程第3．議案の一括上程であります。

報告第5号及び議案第55号から議案第64号までの10議案を一括して上程いたします。

市長の提案理由の説明を求めます。桑原市長。

市長（桑原允彦君）

皆さん、おはようございます。

本日、ここに平成19年9月市議会定例会を招集し、諸案件につきまして御審議をお願いするものでございますが、議案の提案に先立ちまして、鹿島市の主要事業の進捗状況並びに当面の課題について申し上げます。

主要事業の進捗状況について。

まず、10月1日から市民課窓口で新たにパスポートの申請・受付を開始いたします。対象は市内に住民登録をしている方で、申請に必要な収入印紙、県証紙は市民食堂内の売店で購入できます。

次に、中山間地域総合整備事業につきましては、7月6日付で新規事業の採択の通知を受け、今回の補正で12,413千円を計上するものでございます。実施期間は、平成19年度から24年度までの6年間で予定しており、圃場整備など緊急性の高いところから取り組む方針でございます。

次に、商工観光関係でございますが、8月17日から19日にかけて、古川知事が台湾におきまして、佐賀県産ハウスミカンのPRをされたのにあわせ、佐賀県の伝承芸能の代表として母ヶ浦面浮立の公演をし、同時に鹿島のミカンの木のオーナー募集と鹿島市の観光宣伝を行

いました。

特に、母ヶ浦区の皆様の御協力により実現いたしました面浮立公演は、台湾の方々に大変な人気で、鹿島市の知名度アップが図られたものと思います。

また、日本のミカンの木のオーナー募集を台湾で行うのは、鹿島市が初めてであり、台湾内の7カ所のショッピングセンターなどで実施いたしまして、現地での募集活動中に10名の方の申し込みが既にあります。

今度も引き続き募集を行ってまいります。多くの方々にオーナーになっていただきまして、ミカンの収穫のときなどには鹿島市へ来て、収穫作業体験と観光を楽しんでいただきたいと考えております。

また、5月31日から6月4日までの5日間、福岡市の大型ショッピングセンターにおきまして、鹿島市物産フェアを開催いたしました。これは福岡都市圏での開催といたしましては、実に15年ぶりで行いました。

この物産フェアは、鹿島市の地場産品の実演、販売を通じ、福岡都市圏において鹿島市をPRすることによって販路拡大を図ることを目的としたものであります。あわせて、鹿島錦や浮立面製作などの伝統工芸の紹介並びに浅浦面浮立や臥龍太鼓などの伝承芸能の公演をし、私自身も現地に出向き鹿島市のPRと観光宣伝を行いました。物産販売18店舗、伝統工芸実演販売は4団体の方々に出店していただき、鹿島の特産品はほぼ網羅したものとなりました。売上高も6,000千円を超え、実りあるものであったと思います。

今後は、定期的な物産展の開催や参加により、特産品の販路拡大と販売促進を図るとともに、鹿島市の知名度アップによる観光振興を図っていきたいと考えております。

次に、教育関係でございますが、学校教育につきまして、中体連九州大会出場補助金を九州大会では遠征費の2分の1の補助、全国大会では全額補助をしておりましたが、今回から九州大会について3分の2に拡充し補助することにいたしました。財源につきましては、スポーツ振興基金を充てることといたします。また、小・中学校の施設整備につきまして、能古見小学校の大規模改造や鹿島小学校の人工芝張りかえ工事など主な整備につきましては、ほぼ夏休み期間中に完了したところでございます。

また、佐賀県では初めての開催となった全国高等学校総合体育大会でございますが、鹿島市では男子ソフトボールを7月28日から8月1日にかけて開催し、閉会式まで大きな事故もなく無事に終えることができました。市民挙げての取り組みができ、遠来の方にも、もてなしの心が届いたのではないかと思います。特に今回は高校生が一人一役ということで、お越しになる方への地図や記念品の作成、歓迎のための花の育成、それに大会期間中のグラウンド整備や選手のお世話など各方面にわたり、非常によく頑張ってくれたことをたたえたいと思います。

なお、長年の懸案事項でありました蟻尾山公園への進入路の用地買収が整い、高校総体の

大会前に暫定開通をすることができました。来年の3月までに国道207号バイパスから本公園入り口までの歩道を含む道路改良を完成させる予定で、これをもって蟻尾山公園の整備がすべて完了することとなります。

次に、新幹線長崎ルートの問題についてでございますが、これからどういうふうに移していかうかということを少し整理して話をしてみたいと思います。

まず、県と交わした6項目の確認事項の問題ですが、この中で次のように規定しております。「期成会エリア内の住民説明会等は、県と期成会間で調整の上開催することとし、県と期成会の合同方式を基本とする」。

このことは、あくまでも期成会のエリア内では、県と期成会が両者機会均等的に意見を述べ合い、住民の皆様は平等に聞いてもらおうという趣旨でございます。

ことし、あるテレビ局の番組で新幹線に関する県と期成会の討論を企画されましたが、そこで県は期成会と確認事項について調整中ということを出演を断られたことがありましたが、確認事項の趣旨からしますと、エリア外でのテレビ出演は何ら確認事項に抵触することはなく、県にとってもより多くの県民の方に理解していただくいい機会でもあったはずであります。

一方、市内で先月実施された新幹線建設推進の立場の市民団体による勉強会には、テレビ番組のときと同じように確認事項の調整中であるにもかかわらず県は出席されました。つまり、新幹線推進の会合であれば出席をし、そうでないならば断るというふうに都合のいいように使い分けをしておられるようです。

私たちは、期成会エリア内ではまだ調整中ですが、それ以外の地域であればすぐにも県との議論はできますので、積極的に出て行って、また県のほうも出てきていただき議論を深めていきたいと思っております。県に対しては、今回の市内での勉強会を契機に確認事項の調整を早めましょうと言っておりましたが、これには応じていただけませんでした。また、県は鹿島市とは経営分離の同意をするかどうかの協議をすればよく、長崎ルートの論議をする必要はないと言っておられます。しかし、そうではなく長崎ルートそのものが、どれだけ有効性があるのか、このことを基本に据えて話をすべきだと思っております。今の段階では全く長崎ルートが西九州の一体的な発展につながると思っていないので、我々が犠牲になってまでも協力する必要がないということです。こういうところの認識がずれてしまっているため、我々が6項目の確認事項の調整について歩み寄りをしようとしても県はその意思はないというスタンスに見えてなりません。

そもそも、県との確認事項に基づいて平成17年8月末に我々は「経営分離に同意しない」という結論を出しており、一方で県は「推進」という結論を出しておられます。そのお互い相反する結論を出している両者が、それぞれの立場を譲らずに話し合うことに何の意味があるのかということです。県の主張は、自分たちの立場を変えずに、こちら側の結論を覆させ

ようとしているものであり、これでは協議をしても平行線をたどるだけで、何の意味もありません。協議を改めてほしいというのであれば、その前提として、まずこれまで出した結論を一たん引っ込めるべきだと思います。つまり、着工区間から一たん外れて、その上で新たにゼロからの話をしましょうと県のほうがもしそうされるのであれば、私もこれまで出した結論を引っ込めて議論や協議をする用意がございます。

さて、このところ新幹線の着工条件の見直しの議論が一部で交わされているようですが、この仕組みを変えて着工にこぎつけるには4つの大きなハードルがございます。

まず第1のハードルとして、ルールを変えることについての基本的な問題があります。この第1のハードルには7項目ございまして、順次説明をいたします。

公共事業に対する国民の厳しい目がある中で、仕組みを変えてまで着工しようとするかと自体どうなのか。

これまでさまざまな論議をしてきた中で、その前提条件である基本的なルールが途中で変えられるのか。

長崎ルートだけ特別扱いができるのか。

今後、北海道、北陸を初め新幹線の延伸を図っていく場合に、どこの地域でも並行在来線の沿線自治体の同意が必要でなくなったら、これらの地域への影響がどうなるか。さらに今まで経営分離に同意をされ、三セクになった地域への影響はどうなるのか。

国土交通省から言えば、ぞうきんを絞るようにして捻出したというほど財源がなく、将来JRから入る新幹線譲渡収入を担保にして借り入れているような状況である。

その地域の将来を大きく左右するようなことへの市町村不在の決定が、地方の主権無視につながる。

ことし2月28日の衆議院予算委員会で、地元の大串代議士の質問に対して冬柴国土交通大臣は「枠組み（仕組み）の変更については、これまでも沿線の全地方公共団体の同意が必要であるということで、牢固として守ってきました。今回も守っております。変えるつもりはありません」と答弁されています。国会での大臣の正式な発言というものは、大変重いものがありますし、また、第2次安倍内閣でも引き続き冬柴大臣が就任されたことにより、この発言を容易には覆せないということ。

以上のような基本的な問題点があります。

次に、第2のハードルであります。

与党整備新幹線建設促進プロジェクトチームの会合がことしの秋にも開催され、新幹線区間の延伸や着工条件の見直しについて俎上にのせるということですが、次の問題点があります。

さきの参議院選挙の前に与党プロジェクトチームの津島座長が、県内の候補者の応援に来られた際に、長崎ルート問題に触れられ、今回の選挙の結果が着工条件の見直しに大きく

影響するような考えを示されたようですが、結果が結果ただけに着工条件の見直しとは逆の大きな影響があると見るのが当然と考えられる。

現実問題として財源が厳しい状況で、数年未執行状態にある長崎ルート of 予算は、新幹線の延伸を図っていきたい北海道や北陸ルートから見るとどう映るか。

知事も「ルールが変わるとは思っていない」とはっきり言われていること。

第2のハードルとしては、以上の問題点がありますが、ここで、与党プロジェクトチームのことに、少し触れさせていただきます。これまでは、長崎ルートのことを建設推進派は国会や政府の中では、大きく取り上げたくないという雰囲気があるように感じていました。というのも、長崎ルートのことが議論になり、その有効性等や佐賀県民や長崎県民も反対が多いということが知られた場合、長崎ルート不要論が噴出したら困るので、余りこのことについて触れたくないということだったと思います。

しかし、今秋に与党のプロジェクトチームで長崎ルートのことが俎上にのり、その中身や並行在来線の経営分離のことや県民アンケートの結果等が広く知れ渡るということは、長崎ルートの実態を白日のもとにさらけ出すことになります。日本の一地方で起こっていることを、なかなか全国の人々に知ってもらおう手だてがなかなただけに我々にとっては、プロジェクトチームで取り上げてもらえるようになったことは大きな意味があります。

次に、第3のハードルであります。

与党プロジェクトチームで着工条件の見直しがされたとしても、次に与党と政府の調整があります。ここには政府側からは総理大臣の意向、それに国土交通省や財務省の意向が入ります。こうなった場合、今度の参議院選挙の結果を受けて果たして踏み込めることができるかという問題があります。

最後に、第4のハードルであります。万が一、第3のハードルまでをクリアしたとしても、ルールの変更いかにかわらず最後には知事に対して同意するかどうか確認がなされるということです。その知事が「今のスキーム（仕組み）では、知事同意は着工区間に入るための同意で、実際の着工はあくまでも沿線の全市町の同意が必要となっていたから知事同意だけはした。沿線市町の同意がない限り同意しない」という約束をされています。この約束を破ってまでも着工同意ができるのかという問題があります。

以上のように大きなハードルが幾つもありますので、仕組みを変えてその上で我々の同意がないままで着工ということは極めて難しいと考えております。

また、仕組みを変えられるか否かという問題とは別に来年度（平成20年度）予算がさらに計上されればどうなるかということについて述べたいと思います。

国土交通省では、所管の公共事業の採択後、一定期間経過した事業を対象とした再評価に關しての規定を設けてあります。その中に、「事業採択時から5年経過して未着工の事業等について、再評価を行い必要に応じて見直しを行うほか、事業の継続が適当と認められない



場合は、事業を中止する」とあります。4年目の予算がもしついたとしても、この国土交通省の規定に基づき、再評価の対象になるものと思います。ちなみに、先月25日付の朝日新聞に、川辺川利水事業が「着工、5年連続で断念」という記事が掲載されていました。その中で農林水産省の幹部が「年内に6市町村の合意がなければ事業凍結もあり得る」と述べてありました。この例のように、公共事業も関係自治体の同意や住民の理解が得られない事業については、見直しや凍結あるいは中止という判断を当然のことながら国もしなければならないようになってきています。

次に、長崎ルートに対する佐賀県民の意向を検証してみたいと思います。7月29日の参議院選挙の直前に地元の佐賀新聞社と西日本新聞社が、長崎ルートについてのアンケート調査を行っておられます。それによりますと、佐賀新聞社のアンケートでは、「長崎ルート必要」が約20%、「長崎ルート不要」が約60%と、実に必要の3倍の人が不要と考えておられるのがわかります。

そして、西日本新聞社では、「必要」「どちらかと言えば必要」が34%、「必要ない」「どちらかと言えば必要ない」が60%と、「不要」が佐賀新聞社とほぼ同じになっております。その中で注目すべきことは、県内10市の中で多久市を除く9市で「不要」が「必要」を上回っておりました。ということは、新幹線が停車する予定である鳥栖市、佐賀市、武雄市、嬉野市においても不要が必要より多かったということになります。鹿島市におきましては、「不要」が86.3%もあったということです。

また、長崎県のほうに目を向けてみますと、今年の長崎市長選の際に毎日新聞長崎支局が行った出口調査では、「必要」が39%、「不要」が44%、「分からない」が17%と、新幹線の最終駅効果が期待できると言われる長崎市でも、必要性を感じる市民は多数派ではないと記事にありました。このことは同じ記事の中にありますように「長崎ルートはのぞみもひかりも走らない。ルートを変えた特急という感覚に近い」という感覚を市民も同じように抱いていることが一因になっているのではないのでしょうか。

以上のように、鹿島市民も佐賀県民もまた長崎市民も民意は私たち同じ方向であります。今後も自信を持って既定方針を貫いてまいりたいと思いますので、市民を初め議員の皆様の御支援・御協力をお願い申し上げます。

それでは、今議会に提出いたしました補正予算案につきまして概略を御説明いたします。

初めに、議案第59号 平成19年度鹿島市一般会計補正予算（第2号）について申し上げます。

今回の補正は、緊急を要するものを初め、県営事業負担金などの事業確定に伴う経費の増減等について計上いたしており、予算の総額に541,057千円を追加し、補正後の総額を11,360,375千円といたすものでございます。

歳入につきましては、事業の決定、追加などに伴う国県支出金、負担金、諸収入などを増

額計上するとともに、確定した普通交付税、平成18年度決算剰余金としての繰入金などを追加計上いたしております。

歳出のうち、主な投資的経費では、県営事業として、広域営農団地農道整備事業、地域水田農業緊急整備事業、中山間地域総合整備事業等の負担金を計上いたしております。

また、さきの梅雨前線豪雨や台風5号により農地等への災害が発生しておりますので、その復旧費を計上いたしております。

その他の事業では、集落営農組織への助成を行い農地を利用集積するため、担い手農地集積高度化促進事業費を新たに計上し、JR長崎本線存続活動経費ほか、放課後児童対策事業や中体連九州大会への参加補助金を増額計上いたしております。

なお、今回、平成19年度普通交付税と平成18年度決算剰余金の確定に伴う財源調整をいたしており、財政調整基金からの繰り入れを一部中止し、地方財政法第7条の規定により決算剰余金のうち2分の1相当額を財政調整基金へ積み立て、高率な財政融資資金等の繰り上げ償還を視野に減債基金へ積み立てをいたしております。

次に、議案第60号 平成19年度鹿島市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について申し上げます。

今回の補正は、平成18年度に交付された療養給付費交付金の精算に伴う償還金及び前期高齢者国保税特別徴収開始に伴う電算システム改修費広域負担金をそれぞれ増額し、その財源として国庫支出金を追加計上するものでございます。

次に、議案第61号 平成19年度鹿島市水道事業会計補正予算（第1号）について申し上げます。

今回の補正は、収益的収支では一般会計負担金の増額と平成18年度決算により確定した資産減耗費の増額をいたすものでございます。

資本的収支では伝統的建造物群保存地区の消火栓設置に伴う一般会計負担金の増額と、建設改良費の増額をいたすものでございます。

このほか、予算以外の議案につきましては、報告1件、決算認定1件、条例制定1件、条例改正2件、基本協定の締結1件、一部事務組合同規約変更1件、広域連合規約変更1件となっております。これらにつきましては議案書にそれぞれ提案理由を掲げております。

なお、詳細につきましては、御審議の際、担当部長または課長が説明いたしますので、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

議長（橋爪 敏君）

以上で本日の日程は終了いたしました。

明8日から10日までの3日間は休会とし、次の会議は9月11日午前10時から開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午前10時29分 散会